申請理由
☑ 世帯全員が市民税非課税
☐ 課税層特例措置

介護保険負担限度額認定申請書

記入例

フリガナ	ニシテンマ　ハナコ	保険者番号	2 7 1 0 0 7
被保険者氏名	西天満　花子	被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
		個人番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1
生年月日	明・大 (昭) 10 年 3 月 3 日	性別	男 ・ (女)
住所	〒 541－0041 大阪市中央区北浜○－△－□ 中之島特別養護老人ホーム　電話番号 06（1234）5678		
申請時施設区分（☐にレをつけてください。）	☑介護老人福祉施設　☐介護老人保健施設　☐介護療養型医療施設　☐介護医療院 ☐短期入所利用　☐地域密着型介護老人福祉施設		
介護保険施設の所在地及び名称	大阪市中央区北浜○－△－□ 中之島特別養護老人ホーム　電話番号06（1234）5678 ※この欄は介護保険施設に入所（入院）しない場合には記入不要です。		
入所年月日	令和 3 年 2 月 1 日 ※この欄は介護保険施設に入所（入院）しない場合には記入不要です。		

施設入所の場合はその該当する施設の☐に、短期入所利用の場合は短期入所利用の☐に レをつけてください。

配偶者 (有)・無 ※右欄において「無」の場合は記入不要です	フリガナ	ニシテンマ　タロウ	
	氏名	西天満　太郎	(男)・女
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	生年月日 明・大・(昭) 8 年 2 月 10 日
	住所	〒 ○○○－○○○○ 大阪市北区○○1－2－3 電話番号 06－1111－2222	
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)		
	大阪市介護保険被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
収入等・預貯金等に関する申告	裏面申告書のとおり		

大阪市長

上記のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額の認定を申請します。

令和 3 年 2 月 20 日

申請者　住所　大阪市中央区北浜○－△－□
電話番号 06－1234－5678

氏名　西天満　花子

【注意】1. この申告書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
2. 年度途中において税更正等を行った場合は、遡って、負担限度額段階を変更する場合があります。

市 記入欄

提出者	委任状	提出者の確認	確認
☐ 本人 ☐ 家族・親族 ☐ 代理人 ☐ 事業者 ☐ 成年後見人 ☐ その他(	☐ あり ☐ なし 提出方法 ☐ 窓口 ☐ 送付（郵送）	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ その他	☐税証明（他市に居住している配偶者） ☐通帳等の写し ☐同意書 利用者負担段階 食費 ： 第 段階 居住費： 第 段階

審査		決定	備考	入力日
本人世帯	非課税・課税	承認・却下		
配偶者	非課税・課税			
資産	範囲内・超過			
適用期間				
年 月 日～ 年 月 日				

決裁欄	担当課長	課長代理	担当係長	係員	

収入等申告書

1　市町村民税課税状況

本人世帯	課税	・	(非課税)	・	生活保護受給
配偶者	課税	・	(非課税)	・	生活保護受給

2　本人の非課税年金（遺族年金・障がい年金）基礎年金番号及び収入金額

基礎年金番号	○○○○－△△△△△△	年金収入金額	７８９，０１２円

3　本人の預貯金等状況

区分	有無	内容	
預貯金	■有 □無	預貯金先	預貯金額
		みなみ銀行〔中央支店〕	１，２３４，５６７円
		〔　　支店〕	円
		〔　　支店〕	円
国債等	□有 ■無	種類	評価概算額
			円
			円
その他	□有 ■無		円
			円

4　配偶者の預貯金等状況

区分	有無	内容	
預貯金	■有 □無	預貯金先	預貯金額
		みなみ銀行〔中央支店〕	５４，３２１円
		きた銀行〔北支店〕	６５４，３２１円
		〔　　支店〕	円
国債等	■有 □無	種類	評価概算額
		投資信託	９８７，６５４円
		国債	８７６，５４３円
その他	■有 □無	タンス預金	６５，４３２円
		住宅ローン	３，４５６，７８９円

注１）配偶者が、大阪市以外の市町村に居住している場合は、税証明書を添付してください。

注２）預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
書き切れない場合は、別紙に記入の上添付してください。

注３）預貯金額等については、金融機関等に照会することがあります。

注４）虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第２２条第１項の規定に基づき、支給された額および最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。